

災害対策基本法第76条の3に規定する警察署長への通知

の運用について

(平成7年11月2日甲通達交規第61号)

災害対策基本法の一部を改正する法律(平成7年法律第110号。以下「改正法」という。)は、平成7年6月16日に公布され、同年9月1日から施行されたところであるが、改正法による改正後の災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第76条の3第1項及び第2項(第76条の3第3項又は第4項において準用する場合に限る。以下同じ。)の規定により、自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、それぞれ、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために必要な措置命令又は強制措置を自ら行うことができることとされた。

また、法第76条の3第6項の規定により、自衛官又は消防吏員は、措置命令又は強制措置をとったときは、その旨を、当該措置に係る場所を管轄する警察署長に通知しなければならないこととされた。

警察署長への通知に関し留意すべき事項は、次のとおりであるので、事務処理上遺憾のないよう努められたい。

なお、本件については、警察庁、防衛庁及び消防庁との間で協議済みである。

記

1 法第76条の3第1項の規定による命令について

法第76条の3第1項の規定による命令(以下「命令」という。)であって、当該命令が有効に機能しない場合に、法第76条の3第2項の規定により、自衛官又は消防吏員が自ら措置をとることとなるような命令をしたときは、法第76条の3第6項の規定による通知(以下「通知」という。)を行うこととする。

2 法第76条の3第2項の規定による自らとる措置及び破損行為について

法第76条の3第2項の規定による自衛官又は消防吏員による自らとる措置(以下「措置」という。)及び破損行為(以下「破損行為」という。)のすべてについて、通知を行うこととする。

3 通知方法及び通知内容

(1) 命令に係る通知

命令を行った場所を管轄する警察署長に直接又は県本部交通規制課(以下「交通規制課」という。)経由で、別記様式の文書により日報形式で通知を行う。ただし、必要がある場合は、命令を行ったその都度通知を行うものとする。

(2) 措置に係る通知

ア 措置をとった都度、直ちに、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に直接又は交通規制課経由で通知をする。通知は口頭でも可とするが、口頭による通知の後速やかに別記様式の文書により再度通知を行うものとする。ただし、措置をとったときに、即座に災害応急対策を実施しなければならない事態に直面しており、通知を行った後の実施では著しい支障が生じることが明らかである場合には、当該災害応急対策の実施後直ちに通知を行うこととする。

イ アの場合において、措置に係る物件の占有者、所有者又は管理者の住所及び氏名を知ることができないときは、措置に係る物件の詳細な状況及びこれらの事項を知ることができない理由を通知書に記載することとする。

(3) 破損行為に係る写真の送付

破損行為をする場合にあつては、(2)に加え、破損前後の状況を撮影した写真を必ず添付し、文書による通知の際に併せて送付するものとする。ただし、真にやむを得ない事情により写真を撮影することが不可能であるときは、破損に係る物件の破損前及び破損後の詳細な状況並びに写真を撮影することが不可能である理由を通知書に記載することとする。

4 その他

通知を受けた警察署長は、災害警備本部へ速やかに通知するものとする。